

12月20日（水曜日）

第6日目



---

平成18年12月20日（水曜日）

---

**議事日程第6号**

平成18年12月20日（水曜日）

開 議 午後1時

第1 議会運営委員の選任について

第2 委員長報告

- (1) 企業会計決算特別委員会
- (2) 一般・特別会計決算特別委員会
- (3) 建設水道常任委員会
- (4) 教育産業常任委員会
- (5) 厚生常任委員会
- (6) 総務財政常任委員会

第3 報告事件の審議

質 疑

討 論

採 決

第4 意見書案の上程

説 明

質 疑

討 論

採 決

第5 決議案の上程

説 明

質 疑

討 論

採 決

第6 閉会中審査事件の付託

閉 会

---

**本日の会議に付した事件**

日程第1 議会運営委員の選任について

日程第2 委員長報告

### 日程第3 報告事件の審議

1. 認定第1号 平成17年度大館市水道事業会計決算の認定について
2. 認定第2号 平成17年度大館市工業用水道事業会計決算の認定について
3. 認定第3号 平成17年度大館市下水道事業会計決算の認定について
4. 認定第4号 平成17年度大館市病院事業会計決算の認定について
5. 認定第5号 平成17年度大館市一般会計歳入歳出決算の認定について
6. 認定第6号 平成17年度大館市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
7. 認定第7号 平成17年度大館市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
8. 認定第8号 平成17年度大館市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
9. 認定第9号 平成17年度大館市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
10. 認定第10号 平成17年度大館市戸別浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
11. 認定第11号 平成17年度大館市小規模水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
12. 認定第12号 平成17年度大館市休日夜間急患センター特別会計歳入歳出決算の認定について
13. 認定第13号 平成17年度大館市田代診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
14. 認定第14号 平成17年度大館市公設総合地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について
15. 認定第15号 平成17年度大館市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
16. 認定第16号 平成17年度大館市公営駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
17. 認定第17号 平成17年度大館市ベニヤマ自然パーク事業特別会計歳入歳出決算の認定について
18. 認定第18号 平成17年度大館市温泉開発特別会計歳入歳出決算の認定について
19. 認定第19号 平成17年度大館市奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について
20. 認定第20号 平成17年度大館市都市計画事業特別会計歳入歳出決算の認定について
21. 認定第21号 平成17年度大館市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
22. 認定第22号 平成17年度大館市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
23. 認定第23号 平成17年度大館市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
24. 議案第120号 大館市職員定数条例の一部を改正する条例案

25. 議案第121号 大館市長期継続契約に関する条例案
26. 議案第122号 大館市山瀬財産区管理会条例案
27. 議案第123号 大館市コンポストセンターに関する条例の一部を改正する条例案
28. 議案第124号 大館市立幼稚園条例の一部を改正する条例案
29. 議案第125号 大館市児童育成施設に関する条例の一部を改正する条例案
30. 議案第126号 大館市立スポーツ館に関する条例を廃止する条例案
31. 議案第127号 旧慣使用権の廃止について（釈迦内字台野道上地内）
32. 議案第128号 旧慣使用権の廃止について（商人留字横道下地内）
33. 議案第129号 旧慣使用権の廃止について（商人留字完ヶ森地内）
34. 議案第130号 旧慣使用権の廃止について（櫃崎字上野道上地内）
35. 議案第131号 秋田県市町村会館管理組規約の変更について
36. 議案第132号 秋田県市町村総合事務組規約の変更について
37. 議案第133号 秋田県後期高齢者医療広域連合の設立について
38. 議案第134号 市営土地改良事業の施行について（比内町笹館地内）
39. 議案第135号 市道路線の認定について（観音堂西7号線ほか3路線）
40. 議案第136号 平成18年度大館市一般会計補正予算（第3号）案
41. 議案第137号 平成18年度大館市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
42. 議案第138号 平成18年度大館市老人保健特別会計補正予算（第3号）案
43. 議案第139号 平成18年度大館市介護保険特別会計補正予算（第2号）案
44. 議案第140号 平成18年度大館市戸別浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）案
45. 議案第141号 平成18年度大館市休日夜間急患センター特別会計補正予算（第2号）案
46. 議案第142号 平成18年度大館市田代診療所事業特別会計補正予算（第2号）案
47. 議案第143号 平成18年度大館市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）案
48. 議案第144号 平成18年度大館市ベニヤマ自然パーク事業特別会計補正予算（第2号）案
49. 議案第145号 平成18年度大館市財産区特別会計補正予算（第3号）案
50. 議案第146号 平成18年度大館市水道事業会計補正予算（第3号）案
51. 議案第147号 平成18年度大館市工業用水道事業会計補正予算（第1号）案
52. 議案第148号 平成18年度大館市下水道事業会計補正予算（第2号）案
53. 議案第149号 平成18年度大館市病院事業会計補正予算（第2号）案
54. 請願第12号 北地区の消防防災施設・設備の充実について
55. 請願第17号 国際刑事裁判所条約批准に関する意見書の提出要請について
56. 陳情第86号 「格差社会」を是正し、命と暮らしを守るために庶民増税の中止を求

める意見書の提出要請について

57. 陳情第 87 号 「格差社会」を是正し、命と暮らしを守るために社会保障の拡充を  
求める意見書の提出要請について
58. 陳情第 88 号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める意見書の提出要  
請について
59. 陳情第 89 号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見  
書の提出要請について
60. 陳情第 90 号 公共事業における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書  
の提出要請について
61. 陳情第 91 号 米価下落に影響を及ぼす低品位米と政府備蓄米の流通見直しを求める  
意見書の提出要請について
62. 陳情第 92 号 市民を災害から守るための河川の成因に基づく改修を求める意見書の  
提出要請について

#### 日程第 4 意見書案の上程

1. 意見書案第14号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める  
意見書の提出について
2. 意見書案第15号 「格差社会」を是正し、命と暮らしを守るために社会保障の拡充  
を求める意見書の提出について
3. 意見書案第16号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める意見書の提  
出について
4. 意見書案第17号 国際刑事裁判所条約批准に関する意見書の提出について
5. 意見書案第18号 「格差社会」を是正し、命と暮らしを守るために庶民増税の中止  
を求める意見書の提出について
6. 意見書案第19号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意  
見書の提出について
7. 意見書案第20号 新型交付税に関する意見書の提出について

#### 日程第 5 決議案の上程

1. 決議案第 1 号 議員 菅原金雄君に対する問責に関する決議について
2. 決議案第 2 号 議員 畠山秀義君に対する問責に関する決議について

#### 日程第 6 閉会中審査事件の付託

---

#### 出席議員（60名）

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 小 畑 淳 君   | 2 番 | 佐 藤 久 勝 君 |
| 3 番 | 佐 藤 一 秀 君 | 4 番 | 仲 沢 誠 也 君 |

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 5番  | 虻川久崇君  | 6番  | 石田雅男君  |
| 7番  | 藤原美佐保君 | 8番  | 山内俊和君  |
| 10番 | 伊藤毅君   | 11番 | 畠沢一郎君  |
| 12番 | 中村弘美君  | 13番 | 成田武君   |
| 15番 | 藤田勇悦君  | 16番 | 斎藤一君   |
| 17番 | 武田一俊君  | 18番 | 花田タマ子君 |
| 19番 | 佐藤弘康君  | 20番 | 阿部清悦君  |
| 21番 | 八木橋雅孝君 | 22番 | 千葉倉男君  |
| 23番 | 田中耕太郎君 | 24番 | 大坂谷征志君 |
| 25番 | 吉原正君   | 26番 | 明石宏康君  |
| 27番 | 田村秀雄君  | 28番 | 安部貞榮君  |
| 29番 | 岸義定君   | 30番 | 山脇精悦君  |
| 31番 | 菅原金雄君  | 32番 | 殿村直也君  |
| 33番 | 山口富治君  | 34番 | 渡辺久憲君  |
| 35番 | 武田晋君   | 36番 | 畠山秀義君  |
| 37番 | 藤原明君   | 38番 | 菅大輔君   |
| 39番 | 佐藤健一君  | 40番 | 浅利二雄君  |
| 41番 | 田村齊君   | 42番 | 小林平満君  |
| 43番 | 佐藤照雄君  | 44番 | 三浦義昭君  |
| 45番 | 松田精樹君  | 46番 | 荒川邦隆君  |
| 48番 | 岩澤鉄美君  | 49番 | 立石由紀君  |
| 50番 | 笹島愛子君  | 51番 | 松橋日郎君  |
| 52番 | 岩谷政美君  | 53番 | 武田慶一君  |
| 54番 | 相馬エミ子君 | 55番 | 高橋松治君  |
| 56番 | 後藤武之丞君 | 57番 | 本間一二三君 |
| 58番 | 菊地隆二郎君 | 59番 | 武田彰允君  |
| 60番 | 岩渕吉三郎君 | 61番 | 田村儀光君  |
| 62番 | 佐々木公司君 | 63番 | 斉藤則幸君  |

---

欠席議員（3名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 9番  | 花岡有一君 | 14番 | 桜庭成久君 |
| 47番 | 羽澤一君  |     |       |

---

説明のため出席した者

|   |   |                   |           |       |
|---|---|-------------------|-----------|-------|
| 市 |   | 長                 | 小 畑       | 元 君   |
| 助 |   | 役                 | 佐 藤       | 忠 信 君 |
| 収 | 入 | 役                 | 長 岐       | 利 堅 君 |
| 企 | 画 | 部                 | 田 中       | 良 男 君 |
| 財 | 政 | 課                 | 長 木 村     | 勝 広 君 |
| 総 | 務 | 部                 | 長 渡 辺     | 一 男 君 |
| 総 | 務 | 課                 | 長 斎 藤     | 誠 君   |
| 総 | 務 | 課                 | 長 補 佐 佐々木 | 稔 君   |
| 市 | 民 | 部                 | 長 本 多     | 和 幸 君 |
| 産 | 業 | 部                 | 長 黒 田     | 信 行 君 |
| 建 | 設 | 部                 | 長 鳴 海     | 敏 雄 君 |
| 比 | 内 | 総 合 支 所           | 長 仲 谷     | 正 一 君 |
| 田 | 代 | 総 合 支 所           | 長 五十嵐     | 強 君   |
| 教 | 育 | 長                 | 仲 澤       | 鋭 藏 君 |
| 教 | 育 | 次 長               | 海 沼       | 俊 行 君 |
| 選 | 挙 | 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 渡 部       | 孝 夫 君 |
| 農 | 業 | 委 員 会 事 務 局 長     | 大 高       | 健 一 君 |
| 監 | 査 | 委 員               | 淺 野       | 允 君   |
| 監 | 査 | 委 員               | 蒔 苗       | 誠 君   |
| 上 | 下 | 水 道 部             | 長 中 山     | 吉 行 君 |
| 市 | 立 | 総 合 病 院 事 務 局 長   | 芳 賀       | 利 夫 君 |
| 消 | 防 | 長                 | 鳴 海       | 義 衛 君 |

事務局職員出席者

|         |     |       |
|---------|-----|-------|
| 事 務 局 長 | 長谷部 | 明 夫 君 |
| 次 長     | 阿 部 | 徹 君   |
| 係 長     | 小 玉 | 均 君   |
| 主 査     | 畠 沢 | 昌 人 君 |
| 主 査     | 畠 山 | 慶 子 君 |
| 主 査     | 小笠原 | 紀 仁 君 |
| 主 任 主 事 | 金   | 一 智 君 |



---

---

午後 1 時 30 分 開 議

○議長（伊藤 毅君） 出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第 6 号をもって進めます。

---

○議長（伊藤 毅君） 日程に入ります前に、教育長より発言を求められておりますので、これを許します。

○教育長（仲澤鋭蔵君） このたび、市内 8 小・中学校で発生したノロウイルスによる食中毒について、概要を御報告いたします。12月15日に比内給食センターが供給する 5 校と成章給食センターが供給する 3 校から腹痛・下痢・嘔吐・発熱等の症状を訴えて欠席している児童生徒が多いという報告を受け、出欠状況を確認したところ、8 校の欠席者が 257 名に及んでいることが判明いたしました。その後、調査を継続した結果、19日火曜日までの発症者数は、児童生徒が 398 名、教職員が 26 名の計 424 名となっております。また、新たな発症者数については、18日月曜日には児童生徒・教職員合わせて 31 名おりましたが、19日火曜日には 11 名と減少しております。教育委員会としましては、再発や感染の拡大を防ぐために、1 つ目、原因がはっきりするまで給食を停止すること、2 つ目、学校や給食センターの消毒を徹底すること、3 つ目、家庭にも消毒を呼びかけること、4 つ目、保健所と連携して対応すること、5 つ目、児童生徒の出欠状況を把握することなどの措置を講じてまいりました。その後の欠席者数は、18日月曜日が 94 名、19日火曜日は 36 名と減少しており、事態は沈静化に向かっていると判断しているところであります。発生原因について大館保健所で調査を進めた結果、17日日曜日にノロウイルスによるものと断定され、18日月曜日には食中毒が原因であることも確認されました。その後、さらに調査を進め、19日火曜日には、13日水曜日の給食で比内給食センターと成章給食センターの両方で出されたパンが感染源であることが判明しました。同日、大館保健所は、パンの製造元である岩谷製パンに対して、12月19日から12月26日まで 8 日間の営業停止処分を下しております。給食については、原因が確認できるまでということで本日 20 日まで停止してきましたが、調査の結果を踏まえながら保健所と相談し、状況が沈静化したとはいえ、まだまだ予断を許さないと判断し、冬季休業前の 21 日木曜日、22 日金曜日、25 日月曜日の給食を停止し、冬休み明けの 1 月 15 日から再開することに決定いたしました。また、このたび原因となったパン供給業者については、当分の間、購入を停止する考えであります。議員の皆様、市民の皆様に大変御心配をおかけいたしました。今後衛生管理を徹底し、安全な給食を提供できるよう、また、児童生徒が安心して学校生活を送れるように全力を尽くしてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上、報告とさせていただきます。

---

---

## 日程第1 議会運営委員の選任について

○議長（伊藤 毅君） 日程第1、議会運営委員の選任を行います。

佐藤照雄君から議会運営委員を辞任したい旨申し出がありましたので、委員会条例第14条の規定により、12月15日付でこれを許可いたしました。

よって、委員の補充選任を行います。

後任の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、46番 荒川邦隆君を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、荒川邦隆君を議会運営委員に選任することに決しました。

---

## 日程第2 委員長報告

○議長（伊藤 毅君） 日程第2、委員長報告を行います。

付託事件について、各委員会の審査並びに調査の経過と結果の報告を求めます。

最初に、企業会計決算特別委員長の報告を求めます。

### 〔企業会計決算特別委員長 藤田勇悦君 登壇〕

○15番（企業会計決算特別委員長 藤田勇悦君） 企業会計決算特別委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

9月議会定例会最終日の9月22日に設置・選任されました本委員会は、当日の本会議終了後直ちに第1回目の委員会を開き、正・副委員長の互選を行いましたところ、委員長には私が、副委員長には岩谷委員が選任されました。

その後、11月7日に第2回目の委員会を開き、初めに審査日程を協議しました結果、9日までの3日間で審査することに決定し、続いて各企業会計決算について当局の説明を求め、さらに監査委員から審査報告を受けた後、大綱質疑、書類審査を行いました。翌8日も引き続き書類審査を行い、最終日の9日は会計別審査、総括質疑、意見調整、確認・決定という日程で審査を進めた次第であります。

その結果、お手元の報告書にありますとおり、認定第1号から同第4号までの以上4件につきましては、いずれも認定すべきものと決定した次第であります。

以上が、本委員会に付託されました事件についての報告であります。監査委員を初め、連日御精励・御協力いただきました当局並びに委員各位に対しまして、ここに改めて感謝申し上げますとともに、委員会の決定に対しましては、よろしく御審議の上、満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上です。（降壇）

---

○議長（伊藤 毅君） 次に、一般・特別会計決算特別委員長の報告を求めます。

〔一般・特別会計決算特別委員長 仲沢誠也君 登壇〕

○4番（一般・特別会計決算特別委員長 仲沢誠也君） 一般・特別会計決算特別委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

去る11月6日に開会された第3回臨時会において設置・選任されました本委員会は、当日の本会議終了後、直ちに第1回目の委員会を開き、正・副委員長の互選を行いましたところ、委員長には私が、副委員長には武田晋委員が選任されました。

その後、11月13日に第2回目の委員会を開き、初めに審査日程の協議を行い、16日までの4日間で審査することに決定し、付託されておりました平成17年度一般・特別会計決算19件について当局の説明を求め、さらに監査委員から審査報告を受けた後、大綱質疑、書類審査を行いました。14日は引き続き書類審査を行い、15日には一般会計款別審査及び各特別会計の会計別審査を行い、最終日の16日には総括質疑、意見調整、確認・決定という日程で審査を進めた次第であります。

その結果、認定第5号及び同第8号につきましては、一部意見の一致を見ることができず、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定し、認定第6号、同第7号及び同第9号から同第23号までの以上17件につきましては、認定すべきものと決定した次第であります。

以上が、本委員会に付託されました事件についての報告であります。監査委員を初め、連日御精励・御協力いただきました当局並びに委員各位に対しまして、ここに改めて感謝申し上げますとともに、本委員会の決定に対しまして、よろしく御審議の上、多数の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。（降壇）

---

○議長（伊藤 毅君） 次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

〔建設水道常任委員長 石田雅男君 登壇〕

○6番（建設水道常任委員長 石田雅男君） 建設水道常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本定例会において、本委員会に付託されました事件は、単行案1件、予算案4件、陳情1件の計6件であります。これらの事件について、去る12月11日、12日、15日の3日間にわたり、現地調査を含めて審査いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、以下、順を追って御報告申し上げます。

最初に、単行案についてであります。議案第135号は、観音堂・水門町・根下戸地内における市道の認定であります。原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

続きまして、予算案についてであります。議案第136号のうち本委員会に付託されました部分についてであります。その主な内容は、市営住宅修繕料の追加や職員人件費の補正などであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第146号から同第

148号までの以上3件の上下水道部所管の予算案につきましても、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、陳情についてであります。今回付託されました陳情第92号 市民を災害から守るための河川の成因に基づく改修を求める意見書の提出要請についてであります。趣旨採択とすべきものと決定した次第であります。

最後に、閉会中審査を付託されておりました請願1件及び陳情1件についてであります。請願第14号につきましては、請願者から取り下げたい旨の申し出があり、これを了承し、陳情第12号につきましては、再度閉会中の継続審査とすべきものと決定した次第であります。

以上が、建設水道常任委員会に付託されました事件についての報告であります。よろしく御審議の上、満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

---

○議長(伊藤 毅君) 次に、教育産業常任委員長の報告を求めます。

〔教育産業常任委員長 佐藤一秀君 登壇〕

○3番(教育産業常任委員長 佐藤一秀君) 教育産業常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本定例会において、本委員会に付託されました事件は、条例案4件、単行案1件、予算案3件、陳情2件の計10件であります。これらの事件について、去る12月11日、12日、15日の3日間にわたり、現地調査を含めて審査いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、以下、順を追って御報告申し上げます。

最初に、条例案についてであります。議案第123号から同第126号までの以上4件につきましては、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、単行案であります。議案第134号につきましては、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

続いて、予算案についてであります。まず、議案第136号のうち、本委員会に付託されました部分についてであります。その主な内容は、県営大館工業団地造成費負担金や有浦児童会館改築事業費の追加などであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第143号及び同第144号につきましても、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

続きまして、陳情についてであります。本定例会において付託されました陳情第89号につきましては、採択すべきものと決定し、同第91号につきましては、趣旨採択とすべきものと決定した次第であります。

最後に、閉会中審査を付託されておりました請願1件、陳情5件についてであります。いずれも再度閉会中の継続審査とすべきものと決定した次第であります。

なお、採択すべきものと決定した陳情第89号に関連いたしまして、「森林・林業・木材関連

産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）」を、本委員会所属議員全員の発議により提出しておりますので、後ほど議題となりました際にはよろしくお願ひ申し上げます。

以上が、教育産業常任委員会に付託されました事件についての報告であります。よろしく御審議の上、満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上です。（降壇）

---

○議長（伊藤 毅君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

〔厚生産業常任委員長 武田一俊君 登壇〕

○17番（厚生常任委員長 武田一俊君） 厚生常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本定例会において、本委員会に付託されました事件は、単行案1件、予算案8件、請願1件、陳情3件の計13件であります。これらの事件について、去る12月11日、12日、18日の3日間にわたり、現地調査を含めて審査いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、以下、順を追って御報告申し上げます。

最初に、単行案についてであります。議案第133号につきましては、後期高齢者医療の事務を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、秋田県内のすべての市町村の協議により規約を定め、秋田県後期高齢者医療広域連合を設立しようとするものであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。なお、後期高齢者医療制度を進めるに当たり、今後、できる限り高齢者の負担がふえないよう配慮していただきたいとの委員会一致の意見があったことを申し添えるものであります。

次に、予算案についてであります。まず、議案第136号のうち本委員会に付託されました部分についてであります。その主な内容は、し尿処理場脱臭設備新設工事費の計上や最近の石油・ガソリンの値上がりを受けての燃料費の追加などであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第137号から同第142号及び同第149号の以上7件につきましても、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、請願・陳情についてであります。本定例会において付託されました陳情第87号及び同第88号の以上2件につきましては、いずれも採択すべきものと決定し、請願第18号及び陳情第85号の以上2件につきましては、閉会中の継続審査とした次第であります。

最後に、閉会中審査を付託されておりました陳情第83号についてであります。再度閉会中の継続審査とした次第であります。

なお、採択すべきものと決定した陳情第87号に関連いたしまして、「格差社会を是正し、命と暮らしを守るために社会保障の拡充を求める意見書（案）」を、また、同第88号に関連いたしまして、「療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める意見書（案）」をいずれも本委員会所属議員全員の発議により提出しておりますので、後ほど議題となりました際にはよろしくお願ひ申し上げます。

以上が、厚生常任委員会に付託されました事件についての報告であります。よろしく御審議の上、満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。(降壇)

---

○議長(伊藤 毅君) 次に、総務財政常任委員長の報告を求めます。

〔総務財政常任委員長 虻川久崇君 登壇〕

○5番(総務財政常任委員長 虻川久崇君) 総務財政常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本定例会において、本委員会に付託されました事件は、条例案3件、単行案6件、予算案2件、請願1件、陳情2件の計14件であります。これらの事件について、去る12月11日、12日及び18日の3日間にわたり審査いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、以下、順を追って御報告申し上げます。

最初に、条例案についてであります。議案第120号から同第122号の以上3件についてですが、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、単行案についてですが、議案第127号から同第132号までの以上6件につきましては、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

続いて、予算案についてであります。議案第136号のうち本委員会に付託されました部分についてですが、歳入においては普通交付税の追加、歳出においては職員人件費の補正などが主なものであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第145号につきましても原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、請願・陳情についてですが、本定例会において付託されました請願第17号、陳情第86号及び同第90号の以上3件につきましては、いずれも採択すべきものと決定した次第であります。また、閉会中審査を付託されておりました請願1件、陳情1件についてですが、請願第12号につきましては、採択すべきものと決定し、残る陳情1件につきましては、再度閉会中の継続審査とすべきものと決定した次第であります。

なお、採択すべきものと決定いたしました請願第17号に関連した「国際刑事裁判書条約批准に関する意見書(案)」、陳情第86号に関連した「格差社会を是正し、命と暮らしを守るために庶民増税の中止を求める意見書(案)」、陳情第90号に関連した「公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書(案)」、及び人口と面積を基本として算定する新型交付税が平成19年度予算から導入予定となっておりますが、その算定方法に高齢化率を加えることや面積比の割合をふやすことを要望する「新型交付税に関する意見書(案)」の以上4件を本委員会所属議員全員の発議で提出しておりますので、後ほど議題となりました際にはよろしくようお願い申し上げます。

以上が、総務財政常任委員会に付託されました事件についての報告であります。よろしく御審議の上、満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

---

○議長（伊藤 毅君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

---

### 日程第3 報告事件の審議

○議長（伊藤 毅君） 日程第3、報告事件の審議を行います。

審議は、お手元に配付してあります審議順序表により、順次議題といたします。

---

○議長（伊藤 毅君） 最初に、認定第1号から同第4号までの、以上4件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

○59番（武田彰允君） 議長、59番。

○議長（伊藤 毅君） 59番。

○59番（武田彰允君） 企業会計特別委員長にお尋ねいたしますけれども、病院会計決算でございますけれども、私この前一般質問をしましたけれども、この病院会計については非常に不透明なものがたくさんあるわけですが、この中に昨年医療事故が起きて、ことしの9月議会で補償されておるわけですが、その補償までの経緯はどうなっておったのか、その辺についてひとつお尋ねしたいと思います。それからもう一つですが、建設に関して去年発注されたわけですが、その中身がいろいろ掘ってみたら基礎が出たりなんだりということで変更がいろいろ繰り返されたようですが、その辺の資金の使途、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤 毅君） それは審議をしたかどうかの内容……。

○59番（武田彰允君） どのような審議されたのか。

○15番（企業会計決算特別委員長 藤田勇悦君） 議長、15番。

○議長（伊藤 毅君） 15番。審議をしておりますか、していませんか。

○15番（企業会計決算特別委員長 藤田勇悦君） 審議はしてありません。

○議長（伊藤 毅君） 審議はしておらないそうでございます。

○59番（武田彰允君） 議長、59番。

○議長（伊藤 毅君） 59番。

○59番（武田彰允君） 確認ですけれども、そうすればこの2件については全然審議していないということでよろしいですか。

○15番（企業会計決算特別委員長 藤田勇悦君） 議長、15番。

○議長（伊藤 毅君） 15番。

○15番（企業会計決算特別委員長 藤田勇悦君） 市長の答弁にもありましたとおり、3億5,000万円の赤字とかいろいろなことはありましたけれども、今の質問に対してはありませんでした。

○議長（伊藤 毅君） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上4件を一括して採決いたします。

本4件に対する委員長の報告は、いずれも認定であります。

本4件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、以上4件は委員長の報告のとおり決しました。

---

○議長（伊藤 毅君） 次に、認定第5号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。48番、岩澤鉄美君。

〔48番 岩澤鉄美君 登壇〕

○48番（岩澤鉄美君） 日本共産党の岩澤鉄美です。私は認定第5号 平成17年度大館市一般会計歳入歳出決算の認定については、認定できない立場で討論します。

平成17年度決算における当市の経常収支比率が96.8%という財政の硬直化は、長年の大型事業優先により、福祉・暮らし・教育そして文化予算削減につながっています。3点に絞ってその理由を述べます。第1は、乳幼児福祉医療費制度の見直し。県の制度そのままに自己負担を導入したことです。この負担は当市の独自拡大事業であった所得制限以上の世帯にも広げられ、子育て世代の負担は2億5,000万円を超えると見込まれました。旧1市2町の制度を残したこと、すこやか子育て支援事業が拡大されたこと、乳幼児療養支援制度の新設があったとしても、この新たな負担は大変大きいものです。小坂町や北秋田市では、新制度の中でも無料継続やさらに上乗せする制度で子育てを支援しています。ここに子育て支援に対する当市との決定的な違いがあります。少子化対策や子育て支援を言うならば、子育て世代への負担増は逆立ちの施策と言わなければなりません。第2は、基幹産業である農業施策は大規模農家を中心にした国の制度がそのまま基本に据えられ、これでは地域農業が生き残れないと考えます。基幹産業の農業を財政基盤強化の大きな柱の一つとするためには、戸数でも人口でも耕作面積でも圧倒的多数を占める中小農家の経営が成り立たなければなりません。自給率を守ること、働く場を確



保すること、環境保全の観点からも規模の大小にかかわらず、市の基幹産業の一員として位置づけた施策が必要だと考えるものです。第3は、教育費に関して、平成16年度決算で松橋日郎議員が指摘した学校施設や設備の破損・老朽化に対する修理・修繕費の予算の少なさを再度強く指摘しなければなりません。校舎内外の壁の剥離、雨漏り、老朽化のため危険で使えない非常階段など、教育環境のひどさは急いで対策をとるべきと思われるものを挙げるだけでも限りありません。東中学校と城南小学校の水道の赤さび対策は平成12年に浄水器を設置して以来、実に7年もかかってやっとことしの夏に抜本的修繕が行われました。また、教育費削減の中でも需用費の削減は、学校で日常的に使う印刷用紙やマジックインクなどの消耗品さえ買えなくなり、学級費や後援会費などの名目で保護者負担増が年々ひどくなっています。その他の公の施設の需用費の軒並み削減も市民サービスの低下を招くものです。国の施策が市民の暮らしにとって大変厳しいからこそ、市政は市民のよりどころです。市民の暮らしや地場産業を最優先した税金の使い方に方向を転換すべきです。以上です。(降壇)

○議長(伊藤 毅君) 以上で、通告による討論は終了いたしました。  
ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤 毅君) これにて討論を終結いたします。  
これより、本件を起立により採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は、認定であります。  
本件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤 毅君) 起立多数であります。  
よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

---

○議長(伊藤 毅君) 次に、認定第6号、同第7号及び同第9号から同第23号までの、以上17件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤 毅君) なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤 毅君) なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、以上17件を一括して採決いたします。  
本17件に対する委員長の報告は、いずれも認定であります。  
本17件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、以上17件は委員長の報告のとおり決しました。

---

○議長（伊藤 毅君） 次に、認定第8号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。48番、岩澤鉄美君。

〔48番 岩澤鉄美君 登壇〕

○48番（岩澤鉄美君） 日本共産党の岩澤鉄美です。私は認定第8号 平成17年度大館市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定できない立場で討論します。

介護保険制度は自民・公明・民主各党の賛成で著しく改悪され、昨年10月から特別養護老人ホームなど介護施設で居住費と食費が全額自己負担になりました。政府の試算では、相部屋でも月3万5,000円の自己負担がふえるとしています。一部の経過措置や低所得者対策があるとはいえ、年金などの収入が負担額に足りない方は介護度が5であっても施設にいられなくなります。施設が良心的に低所得者を受け入れたとしても、自己負担が国が定めた基準費用額以下の契約でなければ本人が軽減措置を受けられないため、採算が合いません。ショートステイでは居住費・食費は施設入居者と同じ割合に自己負担ですが、デイサービスやデイケアでは材料費に調理費相当分が加算されるため、食費の自己負担がさらにふえます。利用者にとっても施設にとっても大変ひどい改悪です。よって、認定第8号は認定できないことを表明します。以上です。（降壇）

○議長（伊藤 毅君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） これにて討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 毅君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

---

○議長（伊藤 毅君） 次に、議案第120号から同第126号までの、以上7件を一括議題といた

します。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上7件を一括して採決いたします。

本7件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本7件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、以上7件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（伊藤 毅君） 次に、議案第127号から同第135号までの、以上9件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

○59番（武田彰允君） 議長、59番。

○議長（伊藤 毅君） 59番。

○59番（武田彰允君） 厚生常任委員長にお伺いします。去る15日、比内給食センター、成章給食センターで8校の生徒方がノロウイルスに感染されたことは、先ほど教育長が説明なされたとおりでと思います。18日に厚生常任委員会の総括質疑がなされたわけですが、その中でどのような説明をなされたのか。説明に対する委員会の対応はどうだったのか。その辺をお伺いします。

○議長（伊藤 毅君） 59番、武田議員に申し上げますが、議案の第127号から同第135号までの議題は、今の質問と合致しておりません。

○59番（武田彰允君） 議長、59番。

○議長（伊藤 毅君） 59番。

○59番（武田彰允君） 議案第何号ということよりも、議案の第何号もそうですけれども、総括質疑も総括でやっているということでしたので、その総括の中でどのような審議がなされたのかということをお尋ねしています。

○議長（伊藤 毅君） 暫時休憩いたします。

午後2時15分 休 憩

午後2時15分 再開

○議長（伊藤 毅君） 再開をします。

59番の武田議員に申し上げます。ただいまの議案第127号から同第135号までの部分についての審議をしているわけですが、武田議員の質問はこの部分には含まれないということで認めることはできないので、御了承願います。

○59番（武田彰允君） 議長、59番。

○議長（伊藤 毅君） 59番。

○59番（武田彰允君） そうしますと、どこでお尋ねすればいいのですか。

○議長（伊藤 毅君） 武田議員に申し上げますが、厚生委員長報告のところの総括というのであればわかりますけれども、この分は一つ一つの議題ですので、武田議員の御質問については合致しませんし、ふさわしくないと思います。認められませんので進めます。

○議長（伊藤 毅君） ただいまは、議案第127号から同第135号までの、以上9件を一括議題としておりますので、これについての質疑に入りたいと思います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上9件を一括して採決いたします。

本9件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本9件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、以上9件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（伊藤 毅君） 次に、議案第136号から同第149号までの、以上14件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上14件を一括して採決いたします。

本14件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本14件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、以上14件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（伊藤 毅君） 次に、請願第12号、同第17号及び陳情第86号から同第92号までの、以上9件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上9件を一括して採決いたします。

本9件に対する委員長の報告のうち、請願第12号、同第17号及び陳情第86号から同第90号まではいずれも採択、陳情第91号及び同第92号はいずれも趣旨採択であります。

本9件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、以上9件は委員長の報告のとおり決しました。

---

○議長（伊藤 毅君） 以上で、報告事件の審議は全部終了いたしました。

---

---

#### 日程第4 意見書案の上程

○議長（伊藤 毅君） 日程第4、意見書案の上程を行います。

意見書案第14号から同第20号までの、以上7件を一括上程いたします。

お諮りいたします。ただいま上程いたしました意見書案7件は所定の手続を省略し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案7件は直ちに議題とすることに決しました。

---

○議長（伊藤 毅君） 意見書案第14号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健

全化を求める意見書の提出について、**同第15号** 「格差社会」を是正し、命と暮らしを守るために社会保障の拡充を求める意見書の提出について、**同第16号** 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める意見書の提出について、**同第17号** 国際刑事裁判所条約批准に関する意見書の提出について、**同第18号** 「格差社会」を是正し、命と暮らしを守るために庶民増税の中止を求める意見書の提出について、**同第19号** 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出について、**同第20号** 新型交付税に関する意見書の提出について、以上7件を一括議題といたします。

これより質疑・討論に入ります。質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、質疑・討論を終結いたします。

これより、本7件を採決いたします。

本7件は、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、以上7件は原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の処理については、議長に一任願います。

---

## 日程第5 決議案の上程

○議長（伊藤 毅君） 日程第5、決議案の上程を行います。

初めに、決議案第1号 議員 菅原金雄君に対する問責に関する決議についてを議題といたします。本件は、お手元に配付してありますとおり、12月20日、菊地隆二郎君ほか5名から提出されたものであります。

この際、地方自治法第117条の規定により、菅原金雄君の退場を求めます。

〔31番 菅原金雄君 退場〕

○議長（伊藤 毅君） 提出者の説明を求めます。58番、菊地隆二郎君。

〔58番 菊地隆二郎君 登壇〕

○58番（菊地隆二郎君） 御本人が退席いたしましたので、晴れて決議案を朗読いたします。

**決議案第1号** 議員 菅原金雄君に対する問責に関する決議について。本市議会は、議員 菅原金雄君に対する問責について別紙案のとおり決議するため、会議規則第14条の規定により提出します。平成18年12月20日提出。大館市議会議長様。大館市議会議員 菊地隆二郎、同じく松田精樹、同じく岩渕吉三郎、同じく田村儀光、同じく本間一二三、同じく武田彰允。案文を朗読の上で提案にかえさせていただきます。議員 菅原金雄君に対する問責に関する決議(案)。本市議会は、さきに発生した議員 菅原金雄君とその所属会社が引き起こした廃棄物の処理及び清掃に関する法律の違反事件につき、深い憂慮を抱いている。報道などによると、この事件

は本年8月20日に大館市比内町扇田の農協米倉庫解体现場で発生したとされ、同議員が主導して廃材など約50キログラムを野焼きしたものである。周囲には廃屋や公共施設もあり、飛び火により火災が発生する危険があったため、市の消防車が出動、鎮火した。本人の防火思想の欠如が原因と判断せざるを得ない。社会の模範たるべき議員の行為としては軽率のそしりを免れ得ない。周知のように、野焼きは平成13年4月の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、ごく一部の例外を除き全面禁止となった。今回のケースは、同法第25条第1項第15号違反事件とされ、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科される。悪質の程度により併科される場合もある。「21世紀の環境先端都市」を標榜する本市にあって、公人たる議員が引き起こしたまことに不名誉な事件として、永く記憶されるであろう。同事件は、大館警察署から秋田地方検察庁大館支部に書類送検され、捜査が行われている。菅原君は被疑者の身の上であり、いよいよ謹慎すべきが至当と考えられる。本市議会としては、捜査の結果が明白になるのを待って対応しようと、9月定例会市議会及びその後の臨時会での問責決議を見送ってきた経緯がある。この間、特に穏便な事態収拾を期待した伊藤議長におかれては、同会派の渡辺副議長の相談を受け、議長の意向を伝え、「12月定例会前に、少なくとも会派会長を辞任するように」との助言を行った。しかるに、菅原君からは「もう少し待ってくれ」との考えが伝えられたとされている。事実、12月20日の議会最終日直前に当たる19日現在でも菅原君はなお依然、清政クラブの会長に居座ったままである。本人の意図ははかりかねるが、見苦しいの一言に尽きる。かかる態度は議長の権威に泥を塗るような仕儀と言うべきであろう。清廉を旨とする議会人として、このような重大な局面を迎えてもなお、公式なる陳謝すらない態度は、市民に与える悪影響たるや甚大である。菅原君の説明責任を放棄したかのごとき姿勢には、公人たる議員としての志操は全く感じられない。本市議会において、ここに菅原君の議員としての責任を問うものである。以上の理由により、ここに決議する。平成18年12月20日、大館市議会。以上。(降壇)

○議長(伊藤 毅君) これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤 毅君) なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、菅原金雄君から本件について、一身上の弁明をしたい旨の申し出があります。これを許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤 毅君) 御異議なしと認めます。

よって、菅原金雄君の申し出を許します。

〔31番 菅原金雄君 入場〕

○議長(伊藤 毅君) 31番、菅原金雄君。

〔31番 菅原金雄君 登壇〕

○31番（菅原金雄君） それでは弁明の機会を与えていただきましたので、私なりに頭の中にある言葉を並べながら、弁明をさせていただきたいと思います。私、この決議案の中身につきましては、けさほど原稿を渡されまして拝見させていただきました。したがって、私は弁明なるものの文書は持ち合わせておりませんので、あらかじめ御了解をいただきたいと思います。

まず、この菊地議員からは1回目が辞職勧告でしたか、それから田村議員からは不規則発言というふうなことで懲罰動議でしたか、何かそういうふうないろいろ今まで私に対する叱咤、私は激励とも考えてましたが、いただいております。今回は問責決議案ということで3回目です。ただ、菊地検事総長の求刑は大変罪の重いものであるなというふうなことで私は一貫して感じておりました。最初のときの私に対するものは、たまたま\_\_\_\_\_先生が一般質問をなさるといふことで、私は愛きょうのつもりでごく低い声で「\_\_\_\_\_、頑張れ」といふふうな感じで檄を飛ばしたわけですが、それが即セクハラ行為であり、強姦罪だといふふうなことです。大変な罪を追求されたものだといふふうな感じでした。それからもう一つは、委員会の場合です。これは田村先生からの私に対するおとがめがあったわけですが、たまたま田村先生は5点にわたっての質問だといふふうな話であったわけですが、それに対して市長は9点に及ぶ質問にお答えしますといふふうなことで、裏にいる方々、あるいは皆さんが大笑いをしたという経緯がありました。そこで本題に入ります。（「それは問責決議に関する話ではない」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。本題に入ります。この書かれている内容について私は一切否定するものではございませんが、ただ、私のやったことについての事実と相当異なる部分もありますし、私は逃げも隠れもしない、このとおりの男でございます。当然、やった行為については、日本は法治国家ですから、法律に違反した者については法で罰せられると、これは当たり前のことであります。私は誤って焼いたのでなくて、焼こうとして50キログラム相当を焼いたと、こういうことでございます。当然、それに対する警察の取り調べも受けましたし、それから検察庁の検察官からも事情聴取を受けました。私は、それに対する答えがまだ検察庁あるいはその裁判所からの検察庁とのやりとりの中から、私はよくわかりませんが、結論はまだ出ていないのです。言われたことは、当然その検事さんが言うには、いわゆる法律に違反した分については平等に裁かれることになるわけですから、たとえひげ生やした菅原君といえども、法に触れてる部分についてはおとがめがありますよと。そのおとがめについての内容は私はわかりませんが、いずれ裁判するのか、それとも略式でいいのかといふふうなことは聞かれまして、私はやったことについては一切認めましたので、それなら略式で結構ですよ。それで私の罪は償えるものといふふうに認識しております。もちろん、市民に対するおわび、これも十分私も考えています。しかし、量刑が下らないままに軽率な動きをすることについては控えるようにといふふうなアドバイスもあつたりしまして、今日に至っているわけですが、先ほども申しましたように、いまだその結論は出ていないのが現状であります。そして、この中には、菊地検事総長とも呼ばせていただきたいわけですが、「5年以



下の懲役または1,000万円以下の罰金が科される」とこうあるわけですが、これは大変な重罪、重大な罪であります。当然私は裁判ごっこに例えれば、これについては認めるわけにはいきません。1,000万円と懲役5年もこれから食らったのでは私も人生浮かばれないというふうに思いますので、これについては恐らく略式命令の罰金で私は罪を償うというふうに感じております。それから大変菊地さんは私を愛してくださっているのか、非常にこの書いてることが鋭いことが書かれておりますけれども、はて裏に何かあるのかなというふうなこと、常に私もこの文書見たり、前の文書見たりしながら考えておったところでもあります。それから、会派の会長をやめるようにと議長が円満解決を図って仲介の労をとってくださいというふうなことであります。当然、私も副議長からその旨言われました。会長をやめるのも当然私の判断の中にあるわけでありましてけれども、先ほども申しましたように、時期と都合を見ながらその判断を下していきたいものだというふうなことで、我が会派の一同には当然私もその旨は伝えてありますし、ただ、我が会派のことでもありますから、あなた方にやゆされる筋合いは私は毛頭ないというふうに思っております。それから、私が会長に居座ったままであるから見苦しいの一言に尽きるとの文言もありますが、私はもともと見やすい人間でもございませんし、このとおり野人のような顔していますから、見苦しい点についてはいろいろお見苦しい点をお見せしていると思うのですが、いましばらく結論が出ることと私が決断するまで目をよそに向けてでも我慢をしていただければ、私も幸せだなこう思います。親を恨んでおいていただきたいなと思います。それから公式なる陳謝がないと、この態度は許せないというふうなことでありますけれども、陳謝をする気であれば私はとっくに陳謝もしましたし、皆さんにも御理解をいただくように謝罪もしたと思いますが、何せ結論が出ていないままに私がそのどうこうというような態度をとるといふようなことにつきましては、いろいろありまして、そこまでまだ行けなかったのが実情であります。論語の中に「吾れ日に吾が身を三省す」という言葉があるわけですが、私も若いころからあまり正しい男ではなかったと思うわけで、常に「吾れ日に吾が身を三省す」という言葉を頭に浮かべながら、反省をしながら58年間生き長らえて今日に至っているわけですが、「吾れ日に吾が身を三省す」ではどうも足りないのかな。「吾れ日に吾が身を八省す」今回からは8回くらい反省をしながらさらなる人生を続けてまいりたいと思います。もちろん選挙を控えてあと残すところ120日か130日あるわけですが、その進退等についてもいろいろやゆされていることと私は察いたしますけれども、この点につきましては私も一応8期30年、31年と数カ月ですか、勤めてまいった関係もありまして、これからじっくり支持者とも御相談を申し上げながらその態度はあらわにしてまいりたいなこう思っています。それから、私も一方的に批判されて、ただ黙って死ぬわけにはまいらん、こう思っています。当然私に反省を求めてきているきょうの提案者を初め6人の立派な方が連記されておりますが、私に問責決議をする立場である以上は、おのれの立場も私を問責するぐらいのきれいな立場にあるかというふうなことを最後に一言申し上げながら私のあいさつを終わるわけですが、「やめろ」と呼ぶ者あ

り) やめろという声もありますので、私はこの世界は誰かの原稿にありましたように、魍魎魍魎、何が出てくる世界、お化けの世界ですか。私は\_\_\_\_\_の世界だと思っています。以上、終わります。(降壇)

[31番 菅原金雄君 退場]

○50番(笹島愛子君) 議長、50番。

○議長(伊藤 毅君) 50番。

○50番(笹島愛子君) 今の菅原議員の発言の中で、\_\_\_\_の名前出ましたけれども、これについては今の決議とは全く関係のないことですので、ぜひとも取り消していただきたいです。以前にこちらの会派の方から懲罰動議ですか、かかったときの内容は今は忘れましたが、先ほど菅原議員が言った強姦だとかセクハラだとかということは\_\_\_\_は一言も言っておりません。それに対して菅原議員が言ったということは、\_\_\_\_がそういうふうにしたというふうに受け取られると思います。これについてはぜひとも取り消していただきたいと思います。

○議長(伊藤 毅君) 暫時休憩いたします。

午後2時46分 休 憩

---

午後2時48分 再 開

○議長(伊藤 毅君) 再開をします。

○21番(八木橋雅孝君) 議長、21番。

○議長(伊藤 毅君) 21番。

○21番(八木橋雅孝君) 菅原議員が最後に捨てぜりふのように話した言葉、皆さんお耳に達したかと思いますが、「この世界は\_\_\_\_\_の世界だ。こう思っている」とこういう話しておりますが、これは非常に議会そのものを冒読してますし、議員を冒読している言葉でありまして、これを撤回していただかなければならないと思っております。よろしく願いいたします。

○議長(伊藤 毅君) ではその部分、本人に確認をして、撤回の意思があるかどうかを聞きたいと思っております。

暫時休憩をいたします。

午後2時49分 休 憩

---

午後3時06分 再 開

○議長(伊藤 毅君) それでは、再開いたします。

[31番 菅原金雄君 入場]

○31番(菅原金雄君) 議長、31番。

○議長(伊藤 毅君) 31番。

○31番（菅原金雄君） 先ほどの私の大変粗末な弁明の中で、固有名詞を出しましたが、不適切な発言というふうなことで御指摘を受けましたので、固有名詞の部分を議事録の中から削除していただきたいと思います。それからもう1点、八木橋議員からの指摘された私の発言の部分的なところを、これもまた取り消しをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（伊藤 毅君） ただいま、菅原議員から発言の取り消しの申し出がありました。  
お諮りいたします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認め、発言の取り消しは、これを許可することに決しました。

〔31番 菅原金雄君 退場〕

○議長（伊藤 毅君） これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。32番、殿村直也君。

〔32番 殿村直也君 登壇〕

○32番（殿村直也君） 菅原金雄君が不祥事を起こしたとはいえ、あくまでも個人的問題であります。大館市議会そのものに悪影響を与えたとは思われません。よって、本問責決議には反対であります。以上です。（降壇）

○議長（伊藤 毅君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。  
ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） これにて討論を終結いたします。  
暫時休憩をいたします。

午後 3 時09分 休 憩

---

午後 3 時21分 再 開

○議長（伊藤 毅君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、本件の採決方法を定める採決を行います。この採決は会議規則第71条第2項の規定により、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（伊藤 毅君） ただいまの出席議員数は58人であります。  
投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙 配付〕

○議長（伊藤 毅君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱 点検〕

○議長（伊藤 毅君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件の採決方法について、記名投票によるべきとする諸君は賛成、そうでない諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

〔職員 氏名点呼〕

〔各員 投票〕

○議長（伊藤 毅君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（伊藤 毅君） 開票を行います。

会議規則第31条の規定により、立会人に、2番 佐藤久勝君、18番 花田タマ子君、29番 岸義定君、40番 浅利二雄君、48番 岩澤鉄美君、53番 武田慶一君の6君を指名いたします。

よって、以上6君の立ち合いを願います。

〔開票〕

○議長（伊藤 毅君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 58票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

賛成 23票、

反対 35票。

以上のとおり、反対が多数であります。

よって、本件の採決は無記名投票によることに決しました。

これより、本件を採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（伊藤 毅君） ただいまの出席議員数は57人であります。  
投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙 配付〕

○議長（伊藤 毅君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を改めさせます。

〔投票箱 点検〕

○議長（伊藤 毅君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

〔職員 氏名点呼〕

〔各員 投票〕

○議長（伊藤 毅君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（伊藤 毅君） 開票を行います。

会議規則第31条の規定により、立会人に、3番 佐藤一秀君、19番 佐藤弘康君、27番 田村秀雄君、32番 殿村直也君、41番 田村齊君、45番 松田精樹君の6君を指名いたします。

よって、以上6君の立ち合いを願います。

〔開票〕

○議長（伊藤 毅君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 57票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

賛成 42票、

反対 15票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、本件は、可決されました。

ただいま可決されました決議の処理につきましては、議長に一任願います。

〔31番 菅原金雄君 復席〕

---

○議長（伊藤 毅君） 次に、決議案第2号 議員 畠山秀義君に対する問責に関する決議案を議題といたします。

本件は、お手元に配付してありますとおり、12月20日、菊地隆二郎君ほか5名から提出されたものであります。

この際、地方自治法第117条の規定により、畠山秀義君の退場を求めます。

〔36番 畠山秀義君 退場〕

○議長（伊藤 毅君） 提出者の説明を求めます。58番、菊地隆二郎君。

〔58番 菊地隆二郎君 登壇〕

○58番（菊地隆二郎君） 第1号で、図らずも検事総長なる過分なる名称をいただきました。仮に、私がこのような名称をみずから名刺に刷って配付すると、官名詐称で訴えられます。以下余分なことはやめまして、決議案第2号を申し述べます。

議員 畠山秀義君に対する問責に関する決議について。本市議会は、議員 畠山秀義君に対する問責について別紙案のとおり決議するため、会議規則第14条の規定により提出します。平成18年12月20日提出。大館市議会議長様。大館市議会議員 菊地隆二郎、同じく松田精樹、同じく岩渕吉三郎、同じく本間一二三、同じく武田彰允、同じく田村儀光。決議案については朗読して提案にかえさせていただきます。なお、括弧でくくりました疎明資料、証拠第1号、それから疎明資料2については、朗読を省略いたします。

本市議会は、これまで畠山君が自己もしくは共同で引き起こした事件の次第につき、何らの説明責任を果たさないことに、遺憾の意を明らかにするとともに、このままでは公人としての品位が保てないと判断、ここに畠山君の議員としての責任を問うものである。事の発端は12月5日に生じた。新規の除雪業者として参入した会社の重機オペレーターとして、畠山君は公道が積雪基準（20センチメートル）に満たないにもかかわらず、みずからショベルローダーを運転、通報を受けた大館市比内総合支所の職員から注意を受けた。かかる事態が8日付の新聞で報道されたことにより、我々議員の知るところとなったものである。その後の調査で、このショベルローダーは畠山君の所有であり、当該除雪業者が市に届けた建設機械等の調査書によれば、唯一車検を備えた重機であることが明らかになった。これでは、委託料の大半は畠山君のものとなることから、丸投げもしくはダミー、名義貸しではないかとの疑惑が発生した。しかし、その後の市の調査で、調査書提出時点以降、当該除雪業者が重機運転の講習を受けにわざわざ東京まで行くなどの事実が判明、いずれ別のローダーをリースする計画であり、まじめに仕事を遂行する考えであったとの判断を了とした次第である。しかも、13日の時点で、当該

除雪業者からは、「お騒がせした責任から今回は仕事を辞退したい」との届けがあった。このような潔い姿勢の半面、市議でありかつ共同事業のオペレーターと目される畠山君からは、何らの釈明もなく、甚だ遺憾な状態が続いている。周知のごとく、大館市政治倫理に関する条例第4条、(市との請負契約等に対する遵守事項)には、議員は自己もしくは配偶者、親族が実質的に経営に携わっている企業について、市との工事等の請負契約、業務委託契約、及び物品納入契約の締結を辞退するようにならなければならないとの定めがある。畠山君に対する疑惑はこの条文からの抜け駆け行為と受けとめられたわけであり、このような場合、この条例の第3条第2項にあるように、みずから潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その事実関係を明らかにしなければならないのである。12月定例会は、11月28日から始まったのであるから、畠山君は自分の所属する委員会などで幾らでも弁明の機会があったはずである。しかし、一定の陳謝めいたことをしたものの、釈明したという事実はない。説明責任の履行が全くなされていないのである。しかも、これらの事実を指摘した総務財政委員会では、畠山君と同じ会派の菅原金雄君が、いかに休憩中の発言とはいえ、政治倫理を軽んずるかのごとき言行をなし、もっぱら弁護役を買って出たことは甚だ見苦しくかつ遺憾である。畠山君の場合、本年2月にも、「農地でドライブインを経営」などの事実が報道で指摘された。これは、農地法第5条第1項に抵触する事実であり、放置されれば、3年以下の懲役または300万円以下の罰金、同法第92条に処せられるほか、建築確認申請どりの改築工事が行われていなかったという建築基準法第9条違反の事実も指摘されている。畠山君が建築業を生業としている以上、法令を守り、誠実かつ忠実な施工をしなければならないのは自明の理である。このようにわずか1年足らずで、以上のような事実が確認されている。これらにつき全く説明責任が果たされておらず、本市議会としては畠山君の議員としての資質を疑わざるを得ないのである。以上の理由により、ここに決議する。平成18年12月20日、大館市議会。以上。(降壇)

○議長(伊藤 毅君) これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

○31番(菅原金雄君) 議長、31番。

○議長(伊藤 毅君) 31番。

○31番(菅原金雄君) 今回のこの畠山秀義君に対する問責に関する決議についての案の中の後段の方なのですが、「農地でドライブインを経営している」というふうなことが建築基準法にのっとらないというふうなことだそうですが、彼は既に農地法の許可を得て、新しく建築基準法をクリアした立派なドライブインを現在は建築を既に終わっておりまして、ドライブインの経営をしている関係でこれは少し文章としては行き過ぎではないのかなというふうなこと、この事実をまずは一つ、確かめておるかどうかということをお聞きいたします。

○58番(菊池隆二郎君) 議長、58番。

○議長(伊藤 毅君) 58番。ただいま指摘された部分について、確認をしているかどうかの部分だけお知らせ願います。

○58番（菊池隆二郎君） 引用したのは当時の記事でありますから、現在は修復されているというふうに理解しております。

○31番（菅原金雄君） 議長、31番。

○議長（伊藤 毅君） 31番。

○31番（菅原金雄君） そうだとすれば、その部分について私は蛇足でないのかなというふうに指摘をしたいわけですが、その部分はこの事実と異なる部分については既に解決済みの事件でありますから、決議案の中から私は削除するべきだと。そこを確認願いたいと思います。

○58番（菊池隆二郎君） 議長、58番。

○議長（伊藤 毅君） 58番。

○58番（菊池隆二郎君） お答えいたします。削除する意思はございません。これはいわゆる背景説明でありますから、以前はこういうことがあったという事実関係の背景説明で使ったということですので、これについては妥当だと思っております。

○議長（伊藤 毅君） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） これにて、質疑を終結いたします。

次に、畠山秀義君から本件について、一身上の弁明をしたい旨の申し出があります。これを許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、畠山秀義君の申し出を許します。

〔36番 畠山秀義君 入場〕

○36番（畠山秀義君） 議長、36番。

○議長（伊藤 毅君） 36番、畠山秀義君。

〔36番 畠山秀義君 登壇〕

○36番（畠山秀義君） ただいま提案されました問責に関する決議案に、一部事実と違うので反論いたします。（「反論でない、弁明だ」と呼ぶ者あり）まず聞いてください。除雪に関しては口頭ではありますが、有限会社\_\_\_\_\_に頼られました。私は市との請負関係は全くなく、大館市政治倫理に関する条例第4条には抵触することはないと確信しているつもりです。除雪ローダーについてはリース契約をしております。刑事責任を問われる覚えもありませんし、むしろ私個人を陥れるための言いがかりによる問責決議案と思われまます。板戸ドライブインに関しましても、また総務財政常任委員会での菅原金雄君の発言云々と述べておりますが、これは私の問責決議には全く関係ないものであります。農地法・建築基準法などすべての条項をクリアして勘考し、建築基準法第7条第5項の規定による検査済証も取得しております。そこで、農地法違反となれば3年以下の懲役もしくは300万円以内の罰金と述べておりますが、土地は



私の所有物でなく借地であり、私自身が関係当局から違反者として問われたことは一切ありませんし、刑罰も受けておりません。あたかも私が犯罪者のごとく言われるのは、著しく私の名誉を毀損するものです。市議会議員として大館市議会の品位を傷つけた覚えは全くありません。むしろ、提案者各位の品位を疑うものであります。畠山秀義、一身上の弁明といたします。

(降壇)

[36番 畠山秀義君 退場]

○議長(伊藤 毅君) これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。32番、殿村直也君。

[32番 殿村直也君 登壇]

○32番(殿村直也君) 畠山秀義君に関する問責決議に反対の立場で討論いたします。先ほど畠山秀義君本人から一身上の弁明がありましたが、決議案に書かれていることは事実と相反することがあり、容認することができません。よって、本問責決議を可決してはなりません。大館市議会議員として品位を問われるとき、畠山秀義君は大館市議会の品位を下げたとは思われません。畠山秀義君が議会の品位を傷つける人物でないことを申し述べ、反対討論といたします。(降壇)

○議長(伊藤 毅君) 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤 毅君) これにて、討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時11分 休 憩

---

午後4時31分 再 開

○議長(伊藤 毅君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○59番(武田彰允君) 議長、59番。

○議長(伊藤 毅君) 59番。

○59番(武田彰允君) 先ほどの反論文の中で、畠山さんの反論という文章の中に\_\_\_\_\_という固有名詞が上がっておったわけですが、\_\_\_\_\_という除雪を請け負ったその業者はすごく反省しているものですし、やはりその固有名詞は削除していただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長(伊藤 毅君) 暫時休憩いたします。

午後4時32分 休 憩

---

午後4時43分 再 開

○議長（伊藤 毅君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔36番 畠山秀義君 入場〕

○36番（畠山秀義君） 議長、36番。

○議長（伊藤 毅君） 36番。

○36番（畠山秀義君） 先ほど、私の弁明の中で業者の固有名詞を出しましたが、不適切な発言ですので、これを取り消し願います。

○議長（伊藤 毅君） ただいま畠山秀義君から発言の取り消しの申し出がありました。

お諮りいたします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認め、発言の取り消しはこれを許可することに決しました。

〔36番 畠山秀義君 退場〕

○議長（伊藤 毅君） 本日の会議時間は、あらかじめこれを延長いたします。

これより、本件の採決方法を決める採決を行います。この採決は会議規則第71条第2項の規定により、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（伊藤 毅君） ただいまの出席議員数は57人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙 配付〕

○議長（伊藤 毅君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱 点検〕

○議長（伊藤 毅君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件の採決方法について、記名投票によるべきとする諸君は賛成と、そうでない諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

〔職員 氏名点呼〕

〔各員 投票〕

○議長（伊藤 毅君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（伊藤 毅君） 開票を行います。

会議規則第31条の規定により、立会人に、4番 仲沢誠也君、20番 阿部清悦君、28番 安部貞榮君、49番 立石由紀君、54番 相馬エミ子君、59番 武田彰允君の6君を指名いたします。

よって、以上6君の立ち合いを願います。

〔開票〕

○議長（伊藤 毅君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 57票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

賛成 22票、

反対 35票。

以上のとおり、反対が多数であります。

よって、本件の採決は無記名投票によることに決しました。

これより、本件を採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（伊藤 毅君） ただいまの出席議員数は57人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙 配付〕

○議長（伊藤 毅君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱 点検〕

○議長（伊藤 毅君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、

会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

[職員 氏名点呼]

[各員 投票]

○議長（伊藤 毅君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（伊藤 毅君） 開票を行います。

会議規則第31条の規定により、立会人に、33番 山口富治君、38番 菅大輔君、42番 小林平満君、50番 笹島愛子君、55番 高橋松治君、60番 岩渕吉三郎君の6君を指名いたします。

よって、以上6君の立ち合いを願います。

[開票]

○議長（伊藤 毅君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 57票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

賛成 36票、

反対 21票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、本件は可決されました。

ただいま可決されました決議の処理につきましては、議長に一任願います。

[36番 畠山秀義君 復席]

---

## 日程第6 閉会中審査事件の付託

○議長（伊藤 毅君） 日程第6、閉会中審査事件の付託を議題といたします。

各委員長から、目下、各委員会で審査中の請願2件、陳情9件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

質疑の通告がありますので、これを許します。59番、武田彰允君。

○59番（武田彰允君） 教育産業常任委員長にお尋ねします。

先般9月議会において、委員長に質疑をしようと思ったけれども、時間切れということで終わってしまったわけですが、請願第10号ですけれども、小泉分館早期改築に関してでございま

すけれども、委員会では継続審査ということで決定なされたようでございますけれども、ことしの夏、市長が市民と語る会ということで小泉分館に行って、市民と座談会を開いているわけです。その席においては早急に改築したいということで、市長がお答えになってきているわけでございますけれども、なかなか委員会が進まない理由をひとつ委員長にお尋ねしたいと思います。

○教育産業常任委員長（佐藤一秀君） 議長、3番。

○議長（伊藤 毅君） 3番。

○教育産業常任委員長（佐藤一秀君） ただいまの武田委員の質問にお答えいたします。市長はそのように申したとしておりますけれども、我々委員としましては全員で現地調査を行いまして、その際思ったよりは老朽化していないと、したがって早期に改築するには至らないと委員多数の意見をもって継続審査としたわけでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○59番（武田彰允君） 議長、59番。

○議長（伊藤 毅君） 59番。

○59番（武田彰允君） 市長がお答えしたことについて、議会がその判断をしたということですが、やはり地元の要望としては切々たる一つのお願いであるわけでございます。そして地元の議員が請願の代表者となって署名してきているわけですので、ぜひともこの次には御採択していただきたいと、委員長にお願いして終わります。

○議長（伊藤 毅君） お諮りいたします。

各委員長から申し出のあった請願・陳情合わせて11件は、お手元に配付してあります閉会中審査事件付託表のとおり、それぞれ各委員会に閉会中の継続審査を付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中審査事件付託表のとおり、それぞれ各委員会に閉会中の継続審査を付託することに決しました。

#### 閉 会 中 審 査 事 件 付 託 表

| 番 号     | 件 名                  | 付託委員会 |
|---------|----------------------|-------|
| 請願 第10号 | 小泉分館早期改築について         | 教 産 委 |
| 〃 第18号  | 旧上川沿小学校跡地の活用について     | 厚 生 委 |
| 陳情 第2号  | 東台地区支援センター（仮称）建設について | 教 産 委 |

|          |   |       |
|----------|---|-------|
| 陳情 第 5 号 | 教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書の提出要請について            | 教 産 委 |
| 〃 第 12 号 | 市道大森粕田線の拡幅について                                  | 建 水 委 |
| 〃 第 28 号 | J R 不採用問題の早期全面解決を求める意見書の提出要請について                | 教 産 委 |
| 〃 第 34 号 | 教育基本法を学校や社会に生かす意見書の提出要請について                     | 〃     |
| 〃 第 45 号 | 教育基本法「改正」ではなく、教育基本法に基づく施策を進めることを求める意見書の提出要請について | 〃     |
| 〃 第 82 号 | 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める意見書の提出要請について              | 総 財 委 |
| 〃 第 83 号 | 中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める意見書の提出要請について          | 厚 生 委 |
| 〃 第 85 号 | 秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出要請について            | 〃     |

○議長（伊藤 毅君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、平成18年12月大館市議会定例会を閉会いたします。

午後 5 時15分 閉 会

平成18年12月20日

大 館 市 議 会 議 長

署 名 議 員 38番

〃 39番

〃 40番